第２部 大神町四丁目崖線緑地の保全・活用案について

（１）大神町四丁目崖線の現状

１）位置・地形

大神町四丁目崖線緑地は、市域の南部に位置し、多摩川堤防から 200mにも満たない地点にある東西方向の崖線である。崖線の上部（北側）は古くからの住宅地であり、下部（南側）は最近、急速に宅地開発がされた。崖線の下には、古くからの用水路である「昭和用水」が崖線と平行して流れているほか、平成 17 年春には昭島市市制施行 50 周年記念事業で「水辺の散歩道」も整備されている。

地形的に見ると、延長は東西約 250m、面積約 6,000 ㎡の崖線樹林地であり、崖線北側の約１／３の部分は、標高約 95mから 87mの高低差８m程度の斜面地であり、崖線南側の昭和用水沿いには、かつては水田であった平坦地もある。崖線の概況としては、ごく一部に住宅があるものの、概ね崖線緑地の原型が残っている地区といえる。

２）植生、その他

大神町四丁目崖線には、平成７年度調査による No.９（188 ㎡）、No.10（882 ㎡）、No.11（528 ㎡）の３保存樹林が含まれているほか、保存樹木である４本のケヤキもあり、合計約 340 本の中木・高木（竹林を除く）がある。内訳は、常緑樹が約 190 本、落葉樹が約 150 本となっている。

また、最近の植生状況は、次ページの表２－１「大神町四丁目崖線緑地の植生」のとおりである。

図２－１案内図

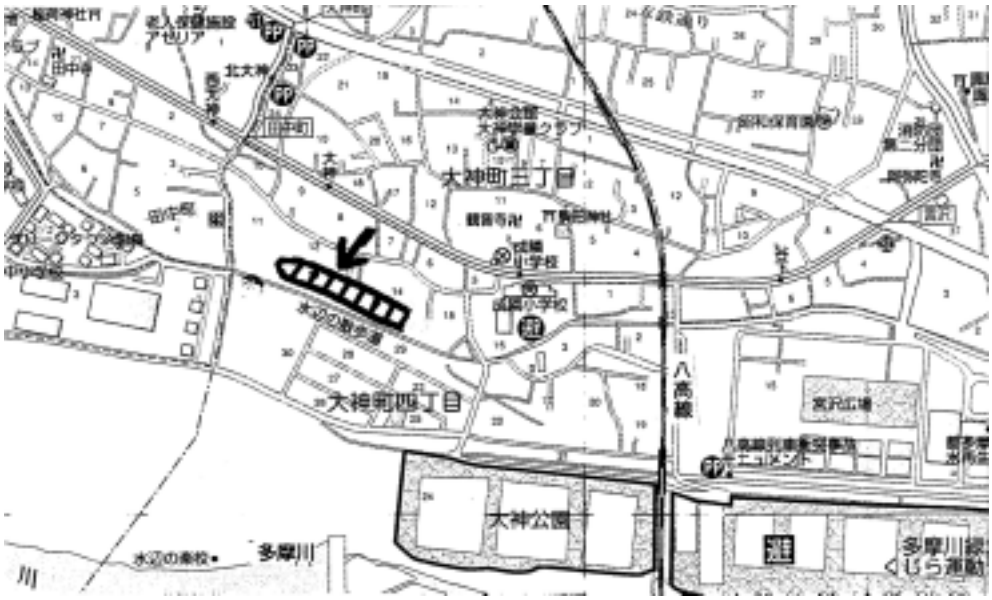

表２－１　大神町四丁目崖線緑地の植生　（平成 20 年 3 月 20 日時点）

№	植物名	科	№	植物名	科
木本　1	ケヤキ	ニレ科	草本　1	ヤブヘビイチゴ	バラ科
2	エノキ	ニレ科	2	ノビル	ユリ科
3	ムクノキ	ニレ科	3	ヤブカンゾウ	ユリ科
4	トウネズミモチ	モクセイ科	4	ヤブラン	ユリ科
5	ネズミモチ	モクセイ科	5	ジャノヒゲ	ユリ科
6	アオキ	ミズキ科	6	ノゲシ	キク科
7	アラカシ	ブナ科	7	オニノゲシ	キク科
8	シラカシ	ブナ科	8	ハルジオン	キク科
9	クリ	ブナ科	9	ヒメジョオン	キク科
10	ヒサカキ	ツバキ科	10	ハキダメギク	キク科
11	ヤブツバキ	ツバキ科	11	オオジシバリ	キク科
12	チャノキ	ツバキ科	12	オニタビラコ	キク科
13	ヤマブキ	バラ科	13	ヨモギ	キク科
14	ノイバラ	バラ科	14	キツネアザミ	キク科
15	ナワシロイチゴ	バラ科	15	カントウタンポポ	キク科
16	ビワ	バラ科	16	セイヨウタンポポ	キク科
17	ナンテン	メギ科	17	ウシハコベ	ナデシコ科
18	アケビ	アケビ科	18	ハコベ	ナデシコ科
19	ムベ	アケビ科	19	ノミノフスマ	ナデシコ科
20	フヨウ	アオイ科	20	ヤブジラミ	セリ科
21	ナツグミ	グミ科	21	ヤブガラシ	ブドウ科
22	スイカズラ	スイカズラ科	22	ノブドウ	ブドウ科
23	ヤマモミジ	カエデ科	23	ツルマンネングサ	ベンケイソウ科
24	マサキ	ニシキギ科	24	ハナダイコン	アブラナ科
25	マンリョウ	ヤブコウジ科	25	ナズナ	アブラナ科
26	クコ	ナス科	26	タネツケバナ	アブラナ科
27	クサギ	クマツヅラ科	27	ミチタネツケバナ	アブラナ科
28	キヅタ	ウコギ科	28	キランソウ	シソ科
29	サネカズラ	マツブサ科	29	オドリコソウ	シソ科
30	クスノキ	クスノキ科	30	カキドオシ	シソ科
31	シロダモ	クスノキ科	31	ヒメオドリコソウ	シソ科
32	カヤ	イチイ科	32	ホトケノザ	シソ科
33	キャラボク	イチイ科	33	ヒガンバナ	ヒガンバナ科
34	イヌガヤ	イヌガヤ科	34	エゾノギシギシ	タデ科
35	イヌコリヤナギ	ヤナギ科	35	セリバヒエンソウ	キンポウゲ科
36	シュロ	ヤシ科	36	ウマノアシガタ	キンポウゲ科

37	モウソウチク	イネ科	37	ボタンヅル	キンポウゲ科
38	アズマネザサ	イネ科	38	センニンソウ	キンポウゲ科
39	クロチク	イネ科	39	クサノオウ	ケシ科
			40	ムラサキケマン	ケシ科
			41	タケニグサ	ケシ科
			42	オオイヌノフグリ	ゴマノハグサ科
			43	シャガ	アヤメ科
			44	アメリカフウロ	フウロソウ科
			45	ススキ	イネ科
			46	ヤブソテツ	ウラボシ科

（２）公有化の必要性

崖線樹林地の公有化は、永続的な保全対策としてもっとも有効な方策であるが、財政面等を考慮した場合、多くの崖線樹林地を公有化することは現実的には難しい。

市のこれまでの対応を見ると、まず昭島市総合基本計画では、「多摩川沿いの崖線に連続する樹林地の保存に努め、市民の協力を得ながらその維持を図る」、また、昭島市みどりの基本計画では、「多摩川を中心する崖線のみどり、社寺、湧水地、用水路そして田園風景や屋敷林については、昭島のふるさと空間として一体的に保全し、これらのみどりを結んで水とみどりの散策の場となるように活用を図る」としてきた。さらに、市は緑化推進基金条例を制定し、市内の緑の保全に必要な資金も積み立てているもの、寄付による公有化を除くと積極的な公有化はされていない現状がある。

今後は、緑地の保全的な観点から、また、その利活用を促進する観点から判断し、重要度の高い崖線樹林地から順次公有化することが求められる。市もこれまで、「水と緑が親しめる憩いの場で、周辺住民の理解が得られ、又、安全管理面等の人工的対応を最小限に抑えることができ、多くの緑が長く保全できる場所」を崖線緑地公有化の適地としてきた。

こうした中、大神町四丁目崖線は、以下に示す理由から総合的に判断し、早急な公有化が必要な崖線緑地といえる。

【公有化する理由】

①保存樹林３箇所（1,598 ㎡。市域全体の保存樹林 7,852 ㎡の 20%）を含み、延長 250mにわたって樹林地が連続するなど、まとまった樹林地がほぼ原型のまま残っている。

②崖線の南には、「昭和用水」があり、また「水辺の散歩道」も整備されていることから、崖線の緑と合わせ、水と緑が一体的に親しめる場となることが可能である。

③崖線南側の昭和用水沿いに平坦地が連続しているため、利活用面においても適地である。

④安全面、管理面の観点からも比較的安定している崖線である。

⑤「水辺の散歩道」は、地域住民らによるアダプト制度によって維持管理がなされている。また、「昭和用水」は、ホタルの育成を行っている里川蛍の会の活動場所ともなっており、一帯は周辺住民の環境保全活動が活発な地区である。

⑥「18 年度調査」においてもすでに指摘されいるとおり、当該地の一部については開発業者が所有しており、このままだと開発計画が進行する恐れが高い。また、最近においても開発業者同士の売買がなされるなど、その動きが急速に進展する可能性がある。

（３）保全・活用について

１)基本的な考え方

大神町四丁目崖線樹林地については、以下の４つの基本的な考え方に基づき、保全・活用されることが求められる。また、基本的な考え方に基づいた整備についての諸条件を記した。

①「水と緑の空間」の創造

公有化する崖線緑地は昭和用水、水辺の散歩道と一体的に保全するとともに、水と緑が親しめる、憩いの場となるような整備を行う必要がある。また、環境学習、その他の利活用に対応できる整備も求められる。

○「水辺の散歩道」、「昭和用水」と一体的となる景観に配慮した整備を行う。

○親水性のある空間を可能な限り創出する。

○市民が利用できるゾーンを設定し、崖線樹林の観察や、昆虫、水生生物等と親しみながら学習できる場を提供する。

○ホタルを中心とする動植物が生息・生育しやすい環境への配慮を十分に行う。

②崖線緑地の保全

崖線緑地の本来の姿を可能な限り保全するため、公有化後の整備工事は人工的な整備は最小限に留める必要がある。

○樹木の伐採は基本的には行わない。ただし、不必要な外来種等（シュロ、ニセアカシヤ等）は伐採し、必要に応じて新たに崖線の植生にあった樹種を植栽することにより、崖線の環境を保全する。

○緑地内の動線は、相当程度に限定的な動線のみとし、地表面の保全を図る。崖線内に現存する「赤道（市道西 399 号）」は、基本的には使用しないものとする。

○崖線緑地の利活用にあたっては、主要動線を「水辺の散歩道」とし、水辺の散歩道から緑地への動線は、用水路に一箇所のみ設置する「橋」とする。

○現況の竹林は保全するが、現況以上に竹林が拡大しないよう、防根シートを設置する等、他の植生の保全を図る。

○施工に際しても、重機等の利用は極力避け、崖線の地表面の保全を図る。

○施工時期についても、動植物に影響を与えない時期を選ぶなどの配慮が必要である。

③安全の確保、防犯面での配慮

崖線緑地の整備にあたっては、様々な角度から安全面、防犯面に対して十分な配慮が必要である。

○市民も利用できる樹林地として整備するため、利用者の安全性やバリアフリーを考慮した計画とする。また、子どもたちの利活用を想定した配慮も必要である。

○一定区間は夜間等の立ち入りが出来ないようにするなど、周辺住民に対する配慮も重要である。

○ホタルの鑑賞時期等は多くの市民が周辺に近づく可能性もあるので、騒音など近隣住民へ

の配慮を十分に行う必要がある。

○２箇所の防空壕跡については、入口部に景観に配慮した木柵等を設置して内部に人が入れないようにする。

④市民協働による維持・運営

緑地と一体となる昭和用水はホタルが生息しており、緑地の利活用にあたっては、ホタルの生育状況との関わりを無視することはできない。従って、整備後における緑地の利活用にあたっては、ホタル育成団体らを含む、市民協働を基本とする維持・運営態勢づくりが求められる。

２)ゾーニング及び基本構想案

先に示した「基本的な考え方」に基づき、当該崖線緑地の整備にあたっては、それぞれのゾーンの特性を考慮したゾーン別の整備を行う必要がある。

ここでは、現在の樹林や竹林の保全を第一とする①保存ゾーンとして、「樹林地保全ゾーン」「竹林保全ゾーン」の２つを設定するほか、②利活用ゾーンとして「活動テラス」を提案する。

また、昭和用水と一体となる③「親水ゾーン」を設定し、この部分については現況のコンクリート護岸から自然護岸への改修を提案する。

次に、安全対策に関わる④「付属整備」、また、⑤「将来整備ゾーン、その他」についても触れておく。

①保全ゾーン

①1 樹林地保全ゾーン

斜面樹林地部分を中心として「樹林地保全ゾーン」を設定する。

「樹林地保全ゾーン」は、原則として既存の樹林地をそのまま保全するゾーンで、必要な維持管理を行う以外、自然のままに保つゾーンである。ただし、現状の樹木が少ない部分については、崖線樹林地に適した樹種での補植を検討する。

①2 竹林地保全ゾーン

斜面樹林地の内、中央部西側の既存竹林部分を「竹林保全ゾーン」とする。

「竹林保全ゾーン」の周辺は、竹用防根シートで囲い、竹林が拡大して既存樹林地を浸食することを防御する。

竹の子狩り、落ち葉入れ（施肥）、間伐材を利用した竹細工教室等で、市民活動や学習活動の場としても将来的には利用できる。

②利活用ゾーン

②1 観察テラス

平坦部中央部に木製のデッキを設置し、「観察テラス」とする。

「観察テラス」は、昆虫、樹木の観察の場として、また、水辺の生物、植物の観察の場として利用できる。

ただし、「活動テラス」は「保全活動ゾーン」と同様、崖線全体の保全を考慮して、種々の行事等の時に限定した利用とし、通常時の利用は避けることが望ましい。

「観察テラス」へのアクセスは、水辺の散歩道からの「橋」**を基本**とする。

③親水ゾーン

昭和用水沿いのコンクリート護岸を自然護岸に改修し、「親水ゾーン」とする。

「親水ゾーン」には、水生植物を植栽するとともに、「落ち葉だまりの浅瀬」、ホタル等の育成のための「分水流」等を設置し、自然環境の保全に活用できるものとする。

自然護岸については、景観、生息動物への配慮、増水時の安全性等から多角的に検討する必要がある。「木杭」あるいは「蛇かご」等による護岸工事が候補となる。

④付属整備

④1 防護柵

樹林地と住宅地との境界には金網柵等を設けるものとする。また、用水路との境界においても安全確保の観点から必要に応じて柵を設置する。こうした場合にも周囲の景観等に配慮した設計が望ましい。

④2 照明

照明設備については、基本的には夜間の利活用は想定していないため整備の必要性は低いが、防犯面からの必要性が皆無ではない。なお、この最低限の整備にあっても、生息するホタル等への影響にも十分配慮する必要がある。

⑤将来整備ゾーン、その他

○平坦部西端における建築物基礎跡を利用して、観察デッキ等を設置し保全活動ゾーンとする案であるが、当面は原状のままとし、将来整備とする。

○平坦部東端の部分についても、当面は現況で維持する。

○崖線の中央上部に小規模な平坦地があり、このスペースからは崖線緑地を上から見渡せるほか、多摩川、滝山丘陵等が展望できるが、このスペースの活用は、地域住民らの意向を反映する必要がある。

昭島市崖線緑地保全等検討会要綱

（設置）

第１条　連続した樹林地を形成している立川崖線緑地（以下「崖線緑地」という。）の保全等について検討するため、昭島市崖線緑地保全等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

（１）　崖線緑地の保全等に係る基本施策に関すること。

（２）　崖線緑地における当面の整備計画に関すること。

（組織）

第３条　検討会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員８人以内をもって組織する。

（１）　学識経験のある者　３人以内

（２）　立川崖線域に居住する市民　３人以内

（３）　公募による市民　２人以内

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による報告を終了したときまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　検討会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討会は、必要に応じ会長が招集する。

２　会長は、検討会の議長となる。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（会議の公開）

第７条　検討会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第２号）第９条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは，検討会の議決により非公開とすることができる。

（庶務）

第８条　検討会の庶務は、緑化推進担当課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成19年６月１日から実施する。

昭島市崖線緑地保全等検討会委員

	氏　名	選　出　区　分
会長	樋口（ひぐち） 利彦（としひこ）	学識経験のある者 （東京学芸大学環境教育実践施設教授）
副会長	山本（やまもと） 矩正（のりまさ）	立川崖線域居住市民 （大神町在住）
委員	臼井（うすい） 治子（はるこ）	学識経験のある者 （緑・花文化士）
委員	衛藤（えとう） みづほ	公募市民
委員	亀山（かめやま） 章（あきら）	学識経験のある者 （東京農工大学大学院教授）
委員	栗原（くりはら） 光子（みつこ）	公募市民
委員	小林（こばやし） 孝夫（たかお）	立川崖線域居住市民 （郷地町在住）

委 員	佐久間（さくま） 治郎（じろう）	立川崖線域居住市民 （田中町在住）

崖線緑地保全等検討会 開催状況

	開　催　日	議　　題
第 1 回	平成 19 年 8 月 31 日 （金）	（委嘱状交付、会長・副会長互選） 1 現地視察 2 これまでの崖線緑地に関わる取り組みについて 3 検討会の進め方について
第 2 回	平成 19 年 10 月 23 日 （火）	1 崖線緑地の現状と課題について 2 崖線緑地保全策の方向性について
(臨 時)	平成 19 年 11 月 25 日 （日）	1 現地視察（福生市域も含む）
第 3 回	平成 19 年 12 月 18 日 （火）	1 崖線の保全策について 2 保全策実現のための方向性について
第 4 回	平成 20 年 1 月 22 日 （火）	1 大神町四丁目崖線緑地の現状 2 公有化の必要性について 3 整備案について
第 5 回	平成 20 年 3 月 25 日 （火）	1 パブリックコメントについて 2 報告書(案)について